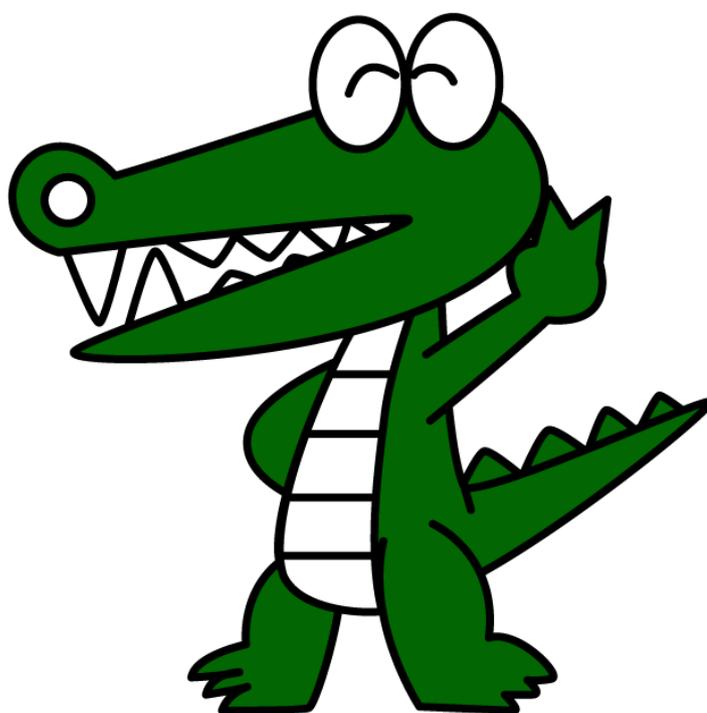


# とよなか地域ささえ愛ポイント事業

## 【 受入指定事業所 手引き 】



運営管理機関

社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

事業主体

豊中市 福祉部 長寿安心課

## 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」の概要

(目的) 活動を希望する高齢者が、何らかの支援が必要な高齢者などに社会貢献活動を行うことで、ボランティアの楽しさを知ってもらうとともに、高齢者自身の介護予防の推進を図る。

また、活動実績に対しポイントを付与することで高齢者の参加意欲を高め、少子高齢化が急速に進展する中、高齢者同士がささえあう新たな地域福祉の人材の育成につなげる。

(主催) 豊中市(主管：福祉部 長寿安心課)

(委託先) 社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

(事業名) とよなか地域ささえ愛ポイント事業

(対象者) 満65歳以上の市民(豊中市介護保険第1号被保険者)

(対象活動) この事業のポイント対象となる高齢者及び子育て支援活動は、次の活動とする

- \* 登録者の受入れを行う豊中市内の介護保険施設等での支援活動
- \* 豊中市社会福祉協議会 小地域福祉ネットワーク活動の支援活動
- \* 豊中市社会福祉協議会 ボランティアセンターの支援活動
- \* 豊中市社会福祉協議会 地域福祉活動支援センターの支援活動
- \* その他市長が認める支援活動
- \* この事業に伴い実施する研修会など

(実施期間) 毎年4月1日から翌年3月31日まで

(ポイント付与基準)

- ・ 1日1時間程度の活動に対して100ポイントを付与する。
- ・ ただし、2時間を超える場合は、1日あたり200ポイントを上限に付与する。
- ・ 年間5,000ポイント(5,000円)を上限に付与する。

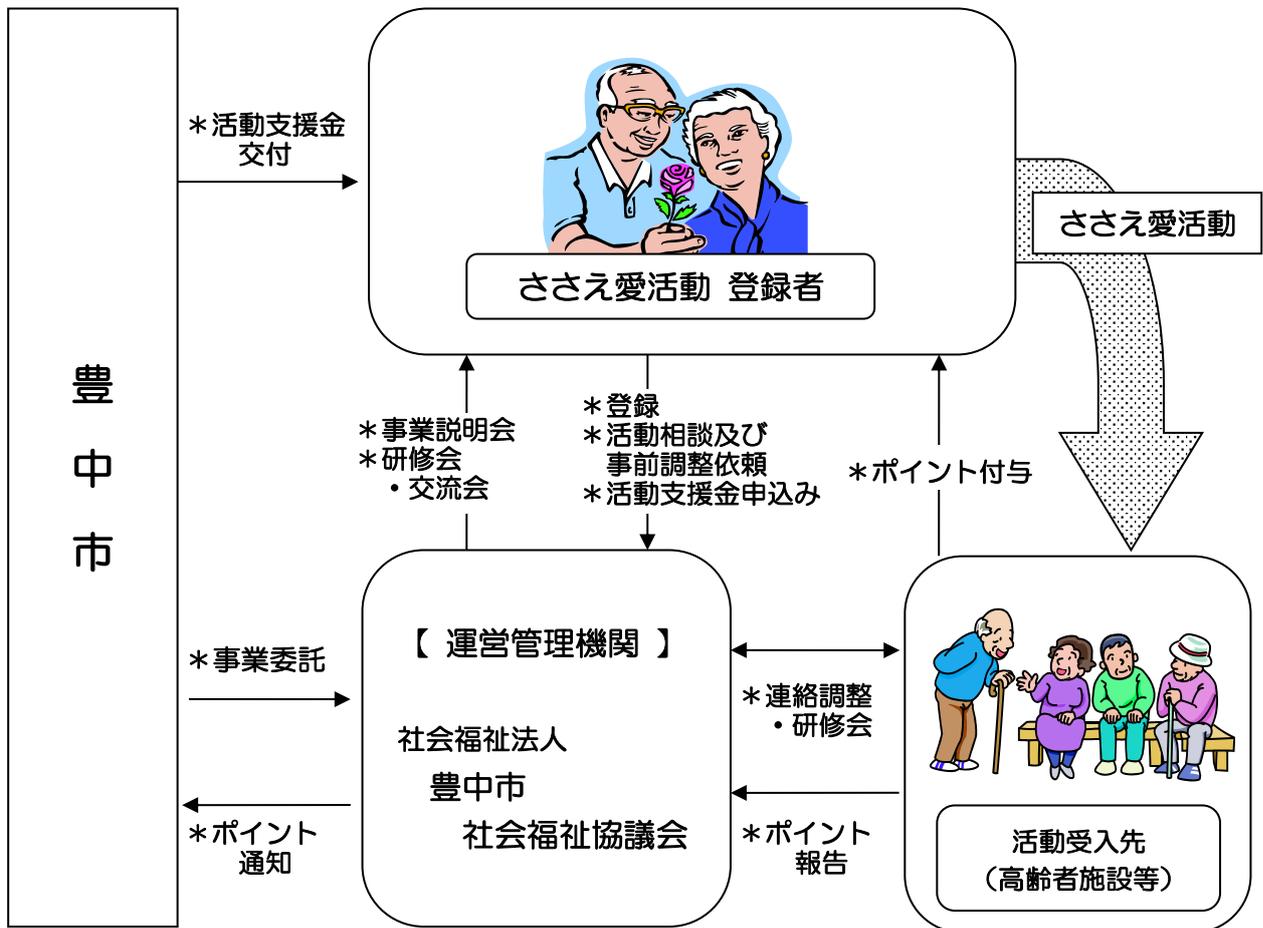
(実施方法)

- ① 登録希望者は、「事業説明会」で、この事業の目的や効果と意義をご理解いただいたうえで、「登録申込書」に必要事項を記入して社会福祉協議会に提出し、「ポイントカード」「活動メニュー」などを受け取る。(自動的にボランティア保険Bプランに加入となる)
- ② 登録者は「活動メニュー表」を参考にして、社会福祉協議会に事前調整(相談等も含む)を依頼し、受入先との調整終了後、施設や地域などで、ささえ愛活動がスタートする。

また、ささえ愛活動での更なる学びを得ていただくための研修の参加も呼びかけていく。(ポイント対象事業)

- ③ 「ささえ愛活動」終了後、登録者からの書面による報告に基づき、あらかじめ受入先に配布しているポイントシールを登録者の「ポイントカード」に貼付する。
  - ④ 受入先から、社会福祉協議会に「ポイントシール数の報告」をする。
  - ⑤ 登録者は、3月31日までのポイントをためた「ポイントカード」を3月1日から4月10日までの間に社会福祉協議会に提出して活動支援金を申込む。
- ※ただし、活動年度末現在、介護保険料の未納や滞納のある方は受付できません。
- ⑥ ポイントに応じた活動支援金は、指定口座への振り込みまたはマチカネポイントで付与します。

### ○ 事業の流れのイメージ



## 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」 受入施設 事務の流れ

### 受入先指定申込み

- ① 窓口での説明または豊中市ホームページに掲載の事業の趣旨にご賛同いただいたうえで、指定を希望される施設は「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 受入先指定申込書（様式第2号）」を豊中市に提出してください。
  - ② 内容を確認後、「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 受入先指定(却下)決定通知書（様式第3号）」で受入施設に指定の可否を通知し、指定された内容について「活動メニュー表」に記載させていただきます。登録者に、ポイント付与していただけるのは、事前に指定した内容だけになりますのでご注意ください。
- ※現在の登録内容に変更、追加または指定を辞退される場合は「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 受入先指定内容変更等申込書（様式4号）」により申込みしていただく必要があります。

### 登録者の受け入れ

- ③ 登録者が、活動メニュー表に記載させている情報を見て、「運営管理機関」である「豊中市社会福祉協議会」に活動相談をしたり、コーディネートを依頼します。
- ④ 「運営管理機関」である豊中市社会福祉協議会から、活動についての連絡調整が入りますので打ち合わせをお願いします。
- ⑤ 受入可能でしたら豊中市社会福祉協議会が、登録者に報告を行います。
- ⑥ 登録者が、受入先担当者に連絡をしますので、詳細（受入時間、活動内容、事前オリエンテーションの有無等）を打ち合わせて事前調整をしてください。
- ⑦ 活動当日、登録者に「ポイントカード」の提示を求め、本人確認を行い「ささえ愛活動」に従事していただいでください。

### 登録者へのポイント付与

- ⑧ 活動終了後、登録者に「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 活動報告書（様式第6号）」の記入を促し、ポイントカードを添えての提出を求めてください。
  - ⑨ 記載内容を確認いただき、必要枚数のポイントシール（1日2シールまで）に日付を記入してポイントカードに貼付をお願いいたします。万一、ポイントカードを忘れてきた登録者には、原則として次回活動日にポイントシールを2回分合算して貼付してください。
- また、5,000ポイント到達者へのポイントシールの貼付や交付はしないでください。（ポイントの第三者への譲渡などを防ぐため）

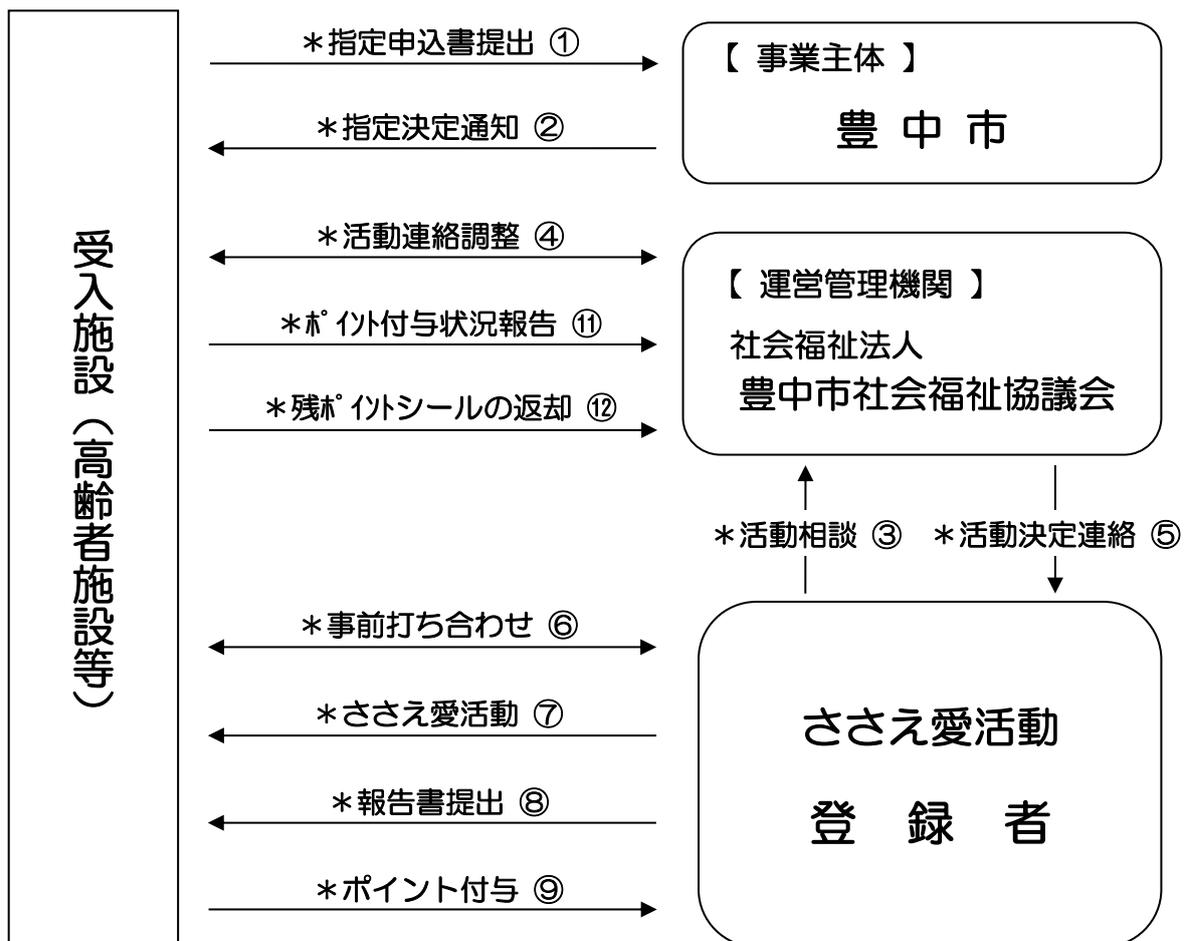
## ポイントシールの管理

- ⑩ 毎月末に、施設においてポイントシール数の確認と登録者が記入した「活動報告書（様式第6号）」との整合を確認することで、ポイントシールの在庫管理状況を把握することに努めてください。なお、「活動報告書（様式第6号）」は、各施設において管理・保管（実施期間終了後3年間）を行ってください。

## 付与ポイントの報告

- ⑪ 毎月末に、施設において確認しているポイントシール数を「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 ポイント付与状況報告書（様式7号）」により、活動年度の翌年度の4月20日までに豊中市社会福祉協議会に報告してください。
- ⑫ 上記の報告時に施設に残っている「ポイントシール」の未使用分を豊中市社会福祉協議会へ返却してください。

## ○ 受入施設 事務の流れのイメージ



# 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」 受入施設 Q&A

## 1. 受入施設指定等について

Q1：指定を受けた内容の変更や受入を辞退する場合は、どうしたらよいですか？

⇒ 豊中市に、「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 受入先指定内容変更等申込書（様式第4号）」をご提出ください。内容を確認後、「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 受入先指定内容変更等(却下)決定通知書（様式第9号）」で通知させていただきます。

Q2：同一法人で、複数の施設の指定を考えている場合、どのように申込みればよいですか？

⇒ 施設ごとにポイントの貼付にご協力いただく必要があるため、指定申込みは、それぞれの施設で行ってください。

## 2. 登録者の受入等について

Q3：新たな活動者が増えることが予想されるが、ポイントカードを持っていて活動をしたいという方は必ず受け入れなければならないのですか？

⇒ 施設の受入体制によりご判断いただければ結構です。

Q4：登録者の個人情報の取り扱いについて、特に留意することはありますか？

⇒ 個人情報の取り扱いについては、適切に行ってください。  
本事業の活動を目的として、名簿を作成していただいてもかまいません。  
ただし、利用目的以外には絶対に使用しないでください。

Q5：「現在、施設において独自に活動してもらっているボランティア」も、この事業に改めて登録いただかないといけませんか？

⇒ 現在、施設で登録している、あるいは活動している「ボランティア」も、活動が本事業の対象活動であれば、ポイントが付与されます。

対象は65歳以上の市民の方で、原則的に事業説明会に参加いただいたうえで、豊中市社会福祉協議会に対して個人単位で登録を行っていただくことが必要になりますので、ご本人が希望される場合は、その旨をお伝えください。

Q6：登録者に、昼食をサービスしたり、お茶や交通費を出してもよいですか？

⇒ 交通費、食事代など、昼食程度であれば提供していただいてもかまいません。その際の費用は受入施設の負担となります。なお、報酬や謝礼金が支払われる活動については、本事業の対象になりません（ポイント付与できません）ので、指定を受けられる際は、対象活動として登録するのはご遠慮ください。

**3. ポイント管理等について**

Q7：ポイント管理とは、どのようなことをするのですか？

⇒ 活動が終了した後、登録者が記載した報告書をもとに、登録者のポイントカードに、ポイントシールを貼付してください。貼付の際、シールに日付をご記入ください。1日2枚（2時間程度の活動）を限度とします。

また、事業の適正な運営管理のため、活動年度の翌年度の4月20日までにポイントシールの使用枚数の報告を「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 ポイント付与状況報告書（様式第7号）」で豊中市社会福祉協議会に行ってください。

上記の報告時に、施設に残っているポイントシールの未使用分を社協に返却してください。

Q8：登録者がポイントカードを忘れて来られた場合、ポイントシールを手渡してもいいですか？

⇒ 第三者へのポイントシールの譲渡を防ぐため、原則的に後日活動に来られた際に、貼付をしていただきますようお願いいたします。

Q9：登録者がポイントカードを紛失された場合、ポイントはどうなりますか？

⇒ 豊中市社会福祉協議会でポイントカードの再発行をさせていただきますが、ポイントシールの再発行はいたしません。ただし、当該活動年度中に紛失したカードが出てきた場合は、新しいカードに合算することができます。

Q10：登録者からポイントカードを預かってよいですか？

⇒ ポイントカードは活動支援金申込みの際、必要になりますので登録者に保管してもらってください。

#### 4. ボランティア活動保険について

Q11：活動中の事故等が心配です。

- ⇒ 豊中市社会福祉協議会のボランティア活動保険に加入します。万一事故（物品等の破損等も含む）が発生した場合は、豊中市社会福祉協議会へご連絡いただくとともに、登録者本人にも報告を指示してください。

Q12：ボランティア活動保険はいつから適用されますか？

- ⇒ 登録希望者が社会福祉協議会で登録した日の翌日から、当該年度末日までの適用となります。

#### 5. その他

Q13：蓄積したポイントはどのように取り扱われるのか？

- ⇒ 年度末に原則的に登録者ご本人が、「とよなか地域ささえ愛ポイント事業活動支援金申込書（様式第8号）」とポイントカードを添えて豊中市社会福祉協議会に活動支援金の申込みを行っていただくこととなります。お支払いは登録された個人ごとの銀行口座への振り込みまたはマチカネポイントで付与します。（年間5,000ポイント上限）

Q14：登録者の活動状況についての相談等があるときはどうすればよいですか？

- ⇒ 運営管理機関である豊中市社会福祉協議会にご相談ください。

# 【 参 考 】

## 【 活動登録者 手引き 】より抜粋

### 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」について

#### 1. 目 的

活動を希望する高齢者が、何らかの支援が必要な高齢者などに社会貢献活動を行うことで、ボランティアの楽しさを知ってもらうとともに、高齢者自身の介護予防の推進を図っていただくとするものです。

また、活動実績に対しポイントを付与することで高齢者の参加意欲を高め、少子高齢化が急速に進展する中、高齢者同士がささえあう新たな地域福祉の人材の育成につなげていきたいと考えています。

#### 2. 高齢者の体の特徴等

高齢者は、老化による身体機能の低下（視力・聴力・平衡感覚・腎臓機能・骨粗鬆症・咀嚼〔そしゃく：かむこと〕・嚥下〔えんげ：飲み込み〕）など、疾患による身体機能の低下（脳梗塞による運動麻痺、慢性閉塞性肺疾患による呼吸不全、変形性骨関節症による関節の運動制限など）などがあるとともに、複数の疾患を持っている人が少なくありません。

また、歩行・移動・食事・排泄・更衣・入浴など日常生活上の運動機能も低下していきます。近年では、認知症・うつ状態など外見からはよく分からない疾患も増えています。活動されるにあたり、高齢者を理解するための研修等も実施する予定（ポイント付与対象）ですので、積極的にご参加ください。

#### 3. 活動するにあたっての基本的な事項

① 無理をせず、できるものから始めるとともに、選ばれた活動先の担当者と活動内容、自分の役割、活動日時、注意点などを確認し、活動時間には充分ゆとりを持ちながら、ご本人のケガはもとより、相手方にケガをさせたり、活動先の物品等を損傷したりすることのないよう充分気をつけましょう。

（万が一に備えて、ボランティア活動保険 B プランに加入しています）

② あらかじめご家族に理解をしてもらったうえで、活動の日時、場所、内容等を知らせておきましょう。

③ 活動にあたっては、自己判断せず、活動先の業務等に支障をきたすことがないように十分打ち合わせをし、善意の押しつけにならないようにしましょう。支障をきたす場合は、活動をご遠慮いただく場合もあります。

④ 活動にかかる経費等（交通費、食事代等）は、ご本人の負担になります。

#### 4. 活動する前の注意事項

- ① ご本人の体調がすぐれない時は、無理をせず活動することはお控えください。風邪や特にインフルエンザなどの感染性の疾病の症状がある時は、活動はお控えください。
- ② 爪は短く切っておくとともに、活動にあわせて動きやすい服装または汚れてもよい服装で、運動靴やかかとの低い靴などで参加しましょう。アクセサリーなどは、紛失や相手方とトラブルのもとになることがあるのでご注意ください。香水も介護等に支障をきたす場合があるので控えめにしてください。

#### 5. 活動中の注意事項

- ① まず、活動先では明るく挨拶するとともに、笑顔で接することを心がけましょう。相手がある活動では、相手のお話を傾聴し、声をかける場合は、「はっきり」「ゆっくり」「大きな声」で、また相手を尊重しつつ、丁寧な言葉遣いと気遣いで接するよう心がけましょう。相手のプライバシーに立ち入るなど、不用意な言動で信頼関係を失うこともありますので、十分ご注意ください。
- ② 活動先にある物品を手荒に扱ったり、勝手に移動させたりしないようにしましょう。また、個人的に物品や食べ物を授受することはお控えください。また、相手からの無理な頼みごとや要求はお断りしましょう。
- ③ 営業活動・政治・宗教に関する勧誘等に、間違えられかねない活動はお控えください。
- ④ 相手やご自分への感染症予防のため、活動の前後には、必ず手洗い・うがいを励行しましょう。
- ⑤ 活動の時間に遅れたり、ご自分の都合で時間を長引かせたりすることのないようルールを守るとともに、活動中でも相手の体調等、気になることがあれば相手方担当者に迅速に伝えてください。

#### 6. 活動後の注意事項

活動の中で知り得た個人情報（名前、住所、心身、家族の状況等）は、友人・知人などの第三者や、たとえご家族でも話してはいけません。知らないうちに相手やそのご家族を傷つけることもありますのでご注意ください。

#### 7. 緊急連絡等

※下記の状況の際は、速やかに豊中市社会福祉協議会の担当者までご連絡ください。

- ① 急に活動に参加できなくなった場合
- ② 活動中の事故等の緊急事態が発生した場合
- ③ 登録内容の変更（住所、電話、活動内容、活動日時、活動の一時休止等）の場合
- ④ 活動上のご相談、ご要望、ご意見がある場合

## 8. 事業の流れ

- ① 登録希望者は、事業説明会に参加して、この事業の目的及び意義と効果を理解したうえで、登録用紙により登録する。

⇒ 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業 登録申込書」(様式第1号)に必要事項を記入し、豊中市社会福祉協議会へ提出します。

(自動的に、ボランティア活動保険Bプランに加入します )

### 【 補償内容 】

保険金の種類			ボランティア保険Bプラン
賠償責任 補償	支払 限度額	身体障害・財物損壊共通 (1事故につき)	5億円
		人格権侵害	
傷害補償	保険 金額	死亡・後遺障害	1,300万円
		入院保険金(日額)	9,500円
		手術保険金	① 入院中に受けた手術の場合 入院保険金日額×10倍 ② 入院中以外の手術の場合 入院保険金日額×5倍
		通院保険金(日額)	4,000円
	特約	天災危険補償	なし
		特定感染症による後遺障害、 入院保険金・通院保険金	あり
		特定感染症による 葬祭費用保険金	300万円限度

- ② 登録者は「活動メニュー表」を参考にして、施設や地域などにおいて「ささえ愛活動」を行う。

⇒ 社会福祉協議会に、受入先との事前調整(相談等を含む)を依頼し、調整終了後に活動がスタートします。本事業にかかる「研修会」もポイント付与対象です。

- ③ 活動終了時に、活動先に「とよなか地域ささえ愛ポイント事業活動報告書(様式第6号)」を提出して、「ポイントカード」に「ポイントシール」を貼付してもらう。

⇒ 1回1時間程度の活動に対して100ポイント(1シール)、1日200ポイント(2シール)を上限とします。

- ④ ポイントシールを、活動支援金に交換する。

⇒ 毎年4月1日から3月31日までを事業年度とし、3月31日までのポイ

ントシールを貼付した「ポイントカード」を、「とよなか地域ささえ愛ポイント事業活動支援金申込書（様式第8号）」に添え、3月1日以降4月10日までの間に社会福祉協議会に提出して活動支援金をお申込みください。

【 活動支援金の考え方 】

\*登録者のお申し出により、年間5,000ポイントを上限に年1回支払い期間を設定し、「活動支援金」として、ご指定の振込口座への振り込みまたはマチカネポイントで付与します。

※活動年度末現在、介護保険料の未納または滞納がある方は対象外となります。

⑤ 活動支援金の入金確認を行う

⇒ 豊中市において、介護保険料の未納・滞納のないことを確認後、活動支援金を5月末までに、指定の振込口座への振り込みまたはマチカネポイントで付与しますので、入金確認をお願いします。

# 「とよなか地域ささえ愛ポイント事業」 活動登録者Q&A

## 1. 事業全般について

Q1：この事業は誰でも参加できますか？

⇒ この事業に参加できるのは、豊中市在住の65歳以上の方です。  
(豊中市介護保険第1号被保険者)。

Q2：この事業にはどのようにすれば参加できますか？

⇒ 広報等でご案内する事業説明会に参加いただき、事業の趣旨や意義をご理解いただいたうえで、個人単位で豊中市社会福祉協議会(運営管理機関)に登録いただきます。

Q3：どの様な活動が対象になるのですか？

⇒ この事業のポイント対象となる活動は、次の活動となります。

- ① 登録者の受入れを行う豊中市内の介護保険施設等での  
高齢者支援活動・子育て支援活動
- ② 豊中市社会福祉協議会の 小地域福祉ネットワーク活動の  
高齢者支援活動・子育てサロン・子ども食堂
- ③ // ボランティアセンターの  
高齢者支援活動・子育て支援活動
- ④ // 地域福祉活動支援センターの高齢者支援活動
- ⑤ その他市長が認める高齢者支援活動・子育て支援活動
- ⑥ 事業に伴い実施する研修会

※具体的な活動メニューについては、①～⑤の活動のうち、市が定める活動になりますので、詳しくは「活動メニュー表」をご覧ください。

Q4：どうしてポイントを付与するのですか？

⇒ ご自身の介護予防はもとより、地域活動をするきっかけにしていきたいと考えるためです。

## 2. ポイントについて

Q5：1日の活動について、ポイントの制限はありますか？

⇒ 1日に複数の活動を行うことは可能ですが、1回1時間程度の活動に対して100ポイント、1日200ポイントを上限とします。

Q6：どうすればポイントを活動支援金に交換できますか？

⇒ 5,000ポイントを上限に、活動年度の3月1日から翌年度の4月10日までの間にポイントカードと「とよなか地域ささえ愛ポイント事業活動支援金申込

書（様式第8号）」を、運営管理機関である豊中市社会福祉協議会（地域共生センター東館2階）へご持参いただき、申込みを行ってください。活動支援金は、後日、指定の振込口座への振り込みまたはマチカネポイントで付与されます。ただし、活動支援金申込受付期間中に入院などで、申込みができない場合は、豊中市社会福祉協議会までご連絡ください。また、活動年度末現在で、介護保険料の未納・滞納がある場合はお支払できません。

Q7：ポイントに有効期限はありますか？

⇒ 活動年度の翌年度の4月10日までです。

Q8：貯まっているポイントがありますが、他市町村に引っ越しをすると、ポイントはどうなりますか？

⇒ 豊中市の介護保険第1号被保険者資格を喪失した翌日から起算して3か月を経過すると、ポイントは消滅します。活動支援金への交換をご希望される場合は、お早めに豊中市社会福祉協議会の担当者にご相談ください。また、指定の銀行口座は活動支援金が振り込まれるまで解約しないようにしてください。

Q9：活動年度に5,000ポイント以上貯まった場合、超えた分を翌年度に繰り越すことはできますか？

⇒ 年間の換金上限は、5,000ポイントですので、繰り越すことはできません。

Q10：翌年度は、新たに活動登録の申込みが必要ですか？

⇒ 翌年度の登録は必要ありません。年度末に翌年度のポイントカードをお渡しいたしますので、4月1日からの活動でご使用ください。

登録の解除を希望される場合は、「とよなか地域ささえ愛ポイント事業登録解除申込書（様式第10号）」をご提出ください。

Q11：ポイントカードを忘れた場合、ポイントシールはもらえますか？

⇒ 原則的に、後日活動に行かれた際に、前回のポイントと合算して貼付をしてもらってください。

Q12：ポイントカードを紛失した場合、ポイントはどうなりますか？

⇒ ポイントカードの再発行は、運営管理機関である豊中市社会福祉協議会で行いますが、ポイントシールの再発行はいたしません。ただし、当該活動年度中に紛失したカードが出てきた場合は、新しいカードに合算することができます。

Q13：ポイントを誰かに譲渡できますか？

⇒ ポイントシール及びポイントカードの譲渡は出来ません。登録されたご本人のみ有効です。

### 3. 活動の始め方について

#### Q14：活動の登録をしましたが、どのように活動に参加すればよいですか？

⇒ 事業説明会の際、お渡しする「活動メニュー表」を参考に、活動しようと思われる活動メニューを選び、社会福祉協議会の担当者にご連絡ください。

その際、希望事項があればお伝えください。社会福祉協議会から活動希望先へ連絡し、調整が整いましたら社会福祉協議会から連絡が入りますので、活動先に連絡を入れて活動をスタートさせます。

なお、受入状況等によりましては、ご希望に添えない場合やすぐに活動できない場合、お断りする場合がありますのであらかじめご了承ください。

〈お伝えいただくことの例〉

- ・やりたいと思う活動内容
- ・参加希望日時
- ・配慮をお願いしたいこと等

#### Q15：受入先を選ぶのに迷う場合等は、どうしたらよいですか？

⇒ 「活動メニュー表」を参考に、社会福祉協議会の担当者にご相談ください。

〈施設等の選び方の例〉

- ・自宅の最寄りの施設等
- ・得意とする内容を募集している施設等
- ・興味があるサービス提供をしている施設等

### 4. ボランティア活動保険について

#### Q16：活動中の「事故」や「ケガ」が心配です。

⇒ 登録の際に、ボランティア活動保険に自動的に加入しています。万一のご自身の「ケガ」や自分が相手方にさせた「ケガ」等の際に備えるものです。

#### Q17：活動中に「事故」や「ケガ」が発生した時は、どうすればよいですか？

⇒ 「事故対応」をしていただくことが最優先です。

施設内の事故・ケガ・物品等の破損であれば、施設の方に報告や連絡を取るとともに、相手と自分の安全確保と緊急対応を、また活動場所への往復途上の事故・ケガも相手と自分の安全確保と緊急対応をまず行いましょう。

その後、速やかに豊中市社会福祉協議会（☎06-6848-1000）までご連絡ください。ケガなどの状況をお聞きし、加入の保険会社へ連絡いたします。

< 運営管理機関 >

社会福祉法人 豊中市社会福祉協議会

〒561-0881 豊中市中桜塚2-29-31

地域共生センター東館

電 話 (06) 6848-1000

FAX (06) 6841-2388

< 事業主体 >

豊中市 福祉部 長寿安心課

〒561-8501 豊中市中桜塚3-1-1

電 話 (06) 6858-2195

FAX (06) 6858-3611